



Title	カント的啓蒙の可能性と限界
Author(s)	舟場, 保之
Citation	カンティアーナ. 1993, 24, p. 25-42
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66715
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

カント的啓蒙の可能性と限界

舟 場 保 之

1 カント的啓蒙の前提

カントによれば、「啓蒙とは、みずからに責任のある未成熟状態から脱出すること」であり、「汝自身の悟性を使用する勇気を持つて」(『M, 35』⁽¹⁾)が、そのスローガンということになる。この悟性が、『思考の方位を定めるとは何か』において言われる「自分で考える」(『M, 146Anm.』)能力であることは明白だが、だとすると、かのスローガンが宣言されるにあたり、すでに「自分で考える」能力の存在が前提されていなければならないだろう。なぜなら、もしこういう能力をだれも持っていないのであれば、そもそもそれを「使用する勇気」などありえないからであり、こういう能力をすでに持ち合わせているからこそ、未成熟状態はみずからに責任があると主張できるからである。何と言っても、「自然はとくに外的な導きから解放した」のだ。にもかかわらず、「怠惰と臆病さ」ゆえに「あんよ車」(『M, 35』)を出ることなく、後見人たちの頼りにしているような人たちがいて、他ならぬそういう人たちがこそが、かのスローガンの対象なのである。したがって、カントの啓蒙には、すでに潜在的には持ち合わ

せているにもかかわらず、発揮されることのない「自分で考える」能力を、持ち主たちに告知し、その使用を喚起するという側面があることを、見出しうるであろう。さらに後述のように、カントの啓蒙には「自分で考える」能力に関する警告の側面も見られる。そしてこの小論においては、こうした告知や喚起および警告という特性を持つカントの啓蒙を、カント的啓蒙と名づけることにする。通常の意味に解された啓蒙とは、たとえば、迷信を信じる者の蒙を、科学的な説明を介して啓くことであるといったように、何らかの思想を教導することであろう。つまり思考能力の使い途を、その伝達内容としている。それに対して、思考能力、しかも「自分で考える」能力がある、ということに関する告知や喚起および警告を、カント的啓蒙と呼びたいのである。

以下においては、まず私的／公的な理性使用の相違がどこにあるのかを述べ(2)、メンデルスゾーン説を検討することにより、公的使用に対する私的使用の優先が何を意味することになるのかを明らかにし(3)、メンデルスゾーン説を取らない場合、しかし公的使用が世界市民的立場や学者ないし学の立場に基づくものであるかぎり、これはひとつの私的使用へと変貌する可能性を持つものであることを示す(4)。するとカントの啓蒙論のうちにはカント的啓蒙を読み込まざるをえず、その結果、これはホルクハイマー、アドルノの主張にもかかわらず、なお啓蒙に残されている可能性(同時に限界)であることが、明白となるはずである(5)。

2 理性の私的使用と公的使用の含意

カントが啓蒙を促進するものとして必要とするのは、「理性をあらゆる点で公的に使用する自由」(III, 36)である。このような理性の公的使用は、その私的使用を対概念として持つ。私的使用は、公職などに就く者によって

職務上なされる理性使用のことである。カントの挙げる例によれば、聖職者は、教区において自分の勤務する教会の信条書にしたがって説教しなければならぬし、上官からの命令を受けた将校は、その命令についてあれこれ論議することなく、ただ服従しなければならない (vgl. VII, 37f.)。したがって、理性が私的に使用される場面では、すでに成立している何らかの真理／規範体系が前提され、そうした体系において妥当するとみなされる事柄が伝達されるのである。ハーバーマスの概念を使えば、聖職者の説教の「命題的真理性」は信条書に基づいており、そもそも聖職者が説教するということの「規範的正当性」は、すでに成立している共同体的な規範に基づいている。同じように、上官が命令を下す「規範的正当性」は、当該の軍隊のヒエラルヒーに基づき、その命令の「命題的真理性」も、たとえば上官の命令は常に真であるとするような、軍の規則に基づく。聖職者の説教も、上官の命令も、それらが何らかの妥当要求であるとすれば、その妥当は既存の真理／規範体系を引き合いに出すことにより認証されるものである。またこのことは同時に、これらの妥当要求が、前提とする真理／規範体系そのものに対しては疑問を呈することなくその妥当性を承認している、ということをも意味している。

それに対して、理性が公的に使用される場合はどうかであろうか。公的な理性使用とは、「読者の世界という公衆全体を前にした、学者としての理性使用」のことである。私的使用の場合と同じ例によって説明されるところによれば、ある教区の聖職者が学者として、信条書の欠点についての入念な吟味を公衆に伝えたり、上官の命令を受けた将校が学者として、軍務における欠陥を指摘し、その指摘を公衆の判定に供する場合、理性は公的に使用されていることになる (vgl. ebd.)。そうすると、理性が公的に使用される場面では、すでに妥当している「命題的真理性」や「規範的正当性」に対して、異議が唱えられていることになるだろう。私的使用に際して理性が頼りとする

ところの信条書の内容はそもそも真であるのか、かかる信条書に則ってなされる聖職者の説教を正当なものとする規範体系はそもそも正統であるのか、あるいは上官によってなされる命令の内容はそもそも真であるのか、真でもないような命令をする上官を絶対とするような規範体系はそもそも正統であるのか、といったふうに問題が提出されるからである。私的使用においては承認されている既存の真理／規範体系の妥当性そのものに対する異議申し立てが、ここになされるのである。

それでは、公的使用における「命題的真理性」や「規範的正当性」の妥当要求はいったい何を、その要求を根拠づけるものとして前提するのであるうか。既存の体系の妥当性そのものを疑問視するのであるから、それとは異なるものを根拠としなければならないのは当然であろう。このことについては、公的使用という表現と、それが学者としての理性使用のことである点に、留意すべきだろう。私的な理性使用は、何らかの既存の体系を前提する以上、当の体系が異なれば、その中味もさまざまなものとなる可能性がある。旧約聖書を教典とする場合と、新約聖書を教典とする場合とでは、当然説教の内容は相違するはずである。そしてこのように体系ごとに相違しうる理性使用が私的と言われるのであれば、公的と言われるそれは、いかなる体系に対しても普遍的に妥当性を持つようなものことであるだろう。それはもちろん、歴史哲学の言葉を使って言えば「世界市民的」立場に立つ理性使用を意味する。また、学者の営む学も、体系の相違を越えた普遍性を要求しうるものとして考えられているのであろう。たとえば、旧約新約のいずれを教典とする共同体においても、同じように万有引力は働いており、物理学は（より）普遍性を持つことになる。つまり、理性が公的に使用され、「命題的真理性」や「規範的正当性」の妥当要求がなされるとき、その要求を支えているのは、世界市民的立場という普遍性と学者の営む学の普遍性なのである。⁽³⁾

3 メンデルスゾーン説の検討

さて、上述のような私的／公的な理性使用のうち、カントが啓蒙のために必要としたのは、「理性をあらゆる点で公的に使用する自由」であった。私的使用は、制限しても「啓蒙の進歩が格別妨げられることはない」のだが、「自分の理性を公的に使用することは常に自由でなければならぬ」(Ⅲ, 37)のである。それでは、こうした優先順位とは逆に、むしろ私的な理性使用を公的な理性使用に対して優先するならば、それはいかなる意味を持つであらうか。これに答えるには、カントの論文よりも先に書かれ、『啓蒙とは何かという問題について』⁽⁴⁾というカントのそれと似たような題を持つ、メンデルスゾーンの論文が役に立つはずである。

メンデルスゾーンによれば、啓蒙とは、「人間の使命に及ぼす重要性和影響という尺度からの、人間生活に含まれる事物に関する理性的認識と、熟達した理性的熟慮」に、関係する。陶冶 (Kultur) とともに形成 (Bildung) の下位概念をなす啓蒙は、陶冶が「実践的な事柄に関わる」のに対して、「理論的な事柄に関わる」とみなされる。メンデルスゾーンの考える啓蒙は、したがって、われわれ人間が与えられた使命を果たす上で必要となる理論的な知を、獲得し身につけていくことを旨とするものであると言えよう。そして、「われわれのあらゆる努力や骨折りの尺度と目標として、そしてわれわれが道を見失いたくなければそこへ目を向けなければならない点として」把握される「人間の使命」は、「人間としての人間の使命」と「市民としての人間の使命」とに分類され、これらがさらにそれぞれ本質的なもの、本質外的 (偶然的) なものに区分される。⁽⁵⁾ 「人間の使命」がこうして分類される以上、それに対応する啓蒙も、それぞれ性格を異にする。人間としての人間に関わる啓蒙は、「身分の相違に関係なく

一般的」であるが、市民としての人間に関わる啓蒙は、「身分や職業に応じてさまざま」なのである。「市民としての人間の使命」は、市民生活における「身分や職業」によって異なるが、「人間としての人間の使命」はそうしたものに關係しないからである。バルが記すように、この区別は私的／公的な理性使用というカントの区別には、対応していると言えるが、さてこうした性格の相違ゆえに、人間の啓蒙と市民の啓蒙とは対立しうる。たとえば「人間としての人間には有益な真理も、市民としての人間には、ときとして損害を与えうる」のだ。メンデルスゾーンは、考えうる対立について次のように整理している。

まず、①人間の本質的な使命と市民の本質的な使命とが調和せず、それゆえ人間性には不可欠の啓蒙が、国家体制の存立を危うくすることなしにはあらゆる身分に伝播しえない場合、そういう国家は不幸であると言う。ただ、ここで哲学に対して沈黙することを要求し、必然性が法を定めうると言及する以上、そして必然的なのは国家の存立であることを考え合わせるならば、メンデルスゾーンは、人間の本質的な使命に対応する啓蒙を、市民の本質的な使命に対応する啓蒙に対して、制限することを止むを得ないとみなしていることになる。次に、②人間の本質的な使命と市民の本質的な使命が対立した場合、例外を認め、対立に決着をつけるような規則が定められねばならないと言う。人間の本質的な使命に対応する啓蒙は、それが広まったところで国家の存立を左右することにない場合があると、おそらくメンデルスゾーンは考えるのであろう。それゆえ、例外的な場合には、これが市民の啓蒙に対して優先されうる。最後に、③人間の本質的な使命が市民の本質的な使命と対立する場合、つまりいったん身についた宗教や人倫性の諸原則を取り払うことなしには、有益で人間を輝かしいものとする真理を広めることができない場合について考える。ここでメンデルスゾーンの頭にあるのは、「あるものは、そ

れが完全性において高貴であればあるほど、腐敗したときには一層醜悪である」というヘブライの文筆家の言であり、それにしたがってかれは、枯れた花は腐敗した動物ほどには吐き気を催させず、腐敗した動物は腐敗した人間ほど醜悪ではない、と述べる⁽⁷⁾。これを「使命」に当てはめてみれば、人間は本質的な使命を目指すよりも市民の本質的な使命に甘んじた方が、一層ましだということになる。したがって、徳を愛する啓蒙家は用心深くではあるがむしろ先入見の方を選ぶ、とメンデルスゾーンは論じ、真理よりも身についた宗教や人倫性の諸原則の方に優先権を与える。すなわち、人間の本質的な使命に対応する啓蒙よりも、市民の本質的な使命に対応する啓蒙の方を優先するのである。

こうした整理から明らかなように、メンデルスゾーンは、例外⁽²⁾を除いて、「身分や職業に応じてさまざま」である市民としての人間の啓蒙を、「身分の相違に関係なく一般的」である人間としての人間の啓蒙に対して優先し、共同体においてすでに成立している事柄を真理よりも重んじる⁽¹⁾⁽³⁾。すると、私的な理性使用を公的な理性使用に優先する場合の、啓蒙の目標とは、既存の真理／規範体系を前提し、その体系内で成立している真理性なり規範性なりを身につけることにあるということが、明白である。また同時に、カントの唱えるような、世界市民的立場や学者ないし学の立場からする既存の体系に対する批判という視点が、メンデルスゾーンのような見地からは、むしろ危険なこととして否定されるのである。

4 世界市民的立場と学者ないし学の立場

もし、既存の体系を絶対的なものだと考えず、つねに可能なかぎり批判できるものとして捉えようとするれば、

メンデルスゾーンのような立場を取るわけには行かないだろう。もちろんそう考えない理由も述べる必要があらうが、小論においてはスペース、力量を含めたあらゆる点で、これに関する議論を展開する余裕はない。したがって以下では、「既存の体系を絶対的なものだと考えず、つねに可能なかぎり批判できるものとして捉えるならば」という仮定の下に、論を進める。それでは、メンデルスゾーンのような立場を取らずに、既存の体系に対する批判を可能ならしめる、世界市民あるいは学者という視点に問題はないだろうか。

ハーバーマスが引用するように⁽⁸⁾、カントは『理論では正しいかもしれないが、しかし実践には役に立たないという俗説について』において、次のように述べている。

「立法において投票権を持つ公民であるために」必要な資格は、自然的なもの（子供ではないことや女性ではないこと）のほかには、ただひとつ、つまり、その人が自分自身の主人であり、したがって生活の資となる何らかの所有物（どんな技術、手工、芸術あるいは学問であっても、そのなかに数えられる）を持っているということである。それはすなわち、生活のために他の人々から取得する必要がある場合には、ただ自分の持ち物を売却することによってのみ取得し、自分の労力を使用させる同意を他の人々に与えることによって取得するのではないということ、それゆえ、語の本来的な意味において、公共体以外のだれにも奉仕していないということである。ここでは熟練者も大（あるいは小）地主たちも、すべて平等である……。〔Ⅲ, 295〕

さらにカントは、この箇所につけられた注（eod.）の末尾で、「自分自身の主人であるという身分を主張しう

るために必要な事柄を規定することは、いくらか困難であるとわたしは告白する」と書きつつ、「家僕や店員、日雇い人、理髪師でさえも、単なる労役者であって職人（語の比較的広い意味において）ではなく、国民の一員でもなければ市民の資格も欠いている」とする。⁽⁹⁾このあたりの議論には厳密性が欠けていると思われるが、はっきりしているのは、投票権を持つか否かは自分自身の主人であるかどうかということに依存し、自分自身の主人であるかどうかは、労働力以外に生活の資とすることのできる所有物を持っているかどうかということに依存する、ということである。つまり「政治的に論議する公衆に参加することが許されるのは、私有財産の持ち主だけ」であり、こういう人々にのみ、「典型的な意味における理性の公的使用の権利が認められるべきだ」ということになる。したがって、既存の体系を批判する視点であった世界市民的立場とは、経済的な自立性を持つ者の立場なのである。すると、既存の真理／規範体系の妥当性そのものを問うことなく、その体系内で妥当する真理なり規範なりに則った理性使用が私的なものであり、普遍的な公的使用とは区別されたのであったが、しかしいまや、経済的な自立性を持つ者のみをその担い手とする後者も、その実、私的使用のひとつになるのではなからうか、という疑念を禁じえない。担い手に関してこうした制約を持つ理性使用は、前提する真理／規範体系がまだ共同体的なものとなっていない場合には、たしかに異なる既存の真理／規範体系に対する批判を可能なものとするであろう。しかし、経済的に自立した者の利害関係に基づいて真理や規範が設定される体系が、それまでの体系にとって替わると、世界市民的立場からの理性使用は当の体系内でのみ妥当要求可能であって、いかなる体系においても普遍的に妥当するような内容を含んでいるとは言い難いことが、一層明確になるに違いない。実際これはこれで、また別の批判にさらされるのである。⁽¹¹⁾

次に、世界市民的立場と並んで、公的な理性使用の妥当要求を支えたと考えられた学者の立場について、考察してみることにする。カント晩年の著作『学部争い』では、実践に関わり、経験的知識を必要とする聖職者、司法官、医者が実際家 (Geschäftsleute) と呼ばれるのに対し、大学という一種の共同体を形成する者たちが、学者と呼ばれる。実際家は、政府の道具として政府の目的のために公職につき、国民に対して直接的に合法的な影響を及ぼす。ただし職務上必要な知識の源泉は学者たちであり、それらの知識を使用するにあたり、学者たちの専門分野に応じて分けられた、大学の諸学部による検閲を受けるとされる。さて、実際家が道具として働く政府の目的は、「国民に影響を及ぼすこと」にあるが、その影響は、「国民の内面」、「公法のもとでの国民の外的な振る舞い」、「強力で頭数の多い国民の現存」に関するものである。当然、こうした事柄に関わりを持つ学は、その性質や内容について政府が関心を抱くものであり、これらの学をこととする学部、すなわち神学部、法学部、医学部が、上級学部と言われることになる。上級の三学部は、それぞれの学説を「聖書」、「ラント法」、「医学書」といった文書 (Schrift) に基づかせ、それらが国民を導く規範となるが、「かの印刷物が規約 (Statute)、つまり当局の選択意志から生じる学説を含まねばならないことは自明」であろう。上級の三学部が、「政府の道具として政府の目的のために」働く実際家の知識の拠り所となるがゆえに、「政府は上級学部の学説に認可を与える」からである。また実際家によって、「国民に対する影響を当て込んだような理論を、諸学部に押しつけるよう、政府がそのかされる」という可能性にも、カントは言及している。いずれの場合においても、上級の三学部は「自律性を持つ大学」の学部でありながら、その取り扱う学説は政府の意向に沿うものとならざるをえず、またこれらの学部で「教える者は政府の指導下にある」ということになる (Ⅲ, 17-31)。したがって、学に携わるかれらの理性使用が私的

なものとなるのは明らかである。政府の認可を受ける学説とは、既存の真理／規範体系を前提したものに他ならないからだ。学も学者も、既存の体系を前提しない普遍的な「命題的真理性」や「規範的正当性」を要求できないことになる。ただし、『学部争い』で論じられる学や学者は上級学部の人だけではない。学者としての理性使用に関して評価を下す前に、別のクラスの学部、すなわち下級学部について論じられていることを見てみる。

下級学部とは、「規準として受け入れるのに、当局の命令に基づくのではないような学説のみに従事する大学のクラス、あるいはそうしているかぎりでの大学のクラス」のことであり、それは「哲学部でなければならない」。上級学部の学説は、政府が関心を寄せる事柄をその内容としたのに対し、下級学部の哲学部は、当局の命令と関係しないことから窺えるように、もっぱら「学的関心、すなわち真理への関心に関係するすべてのことを判定する自由を持つ」とみなされる。真理の受諾には「自由な判断」が働いているのであり、「自律的に、すなわち自由に（思考一般の原理に合致して）判断する能力は理性と呼ばれる」ことから、「学の真理をこととしなければならない」といふことである。哲学部は、「政府の立法の下ではなく、理性の立法の下にあると考えられなければならない」ということになる。また政府の方も、「下級学部の学説を学識のある国民（『哲学部の学者』の理性に委ねる）のである（W, 19-28）。ところでここで論じられているかぎりでは、哲学部の取り扱う事柄が、あたかも真理問題だけであるかのように見えるかもしれないが、もちろん規範問題に関しても同様に、哲学部は、政府の意向には関係なくただ学求をする際には、少なくとも上級学部の学者とは異なる理性の用い方をしているのであるから、公的に理性を使用していることになるかもしれないだろう。殊更「かもしれない」とするのは、単に下級学部の前提する体系が上級

学部的前提する体系とは異なるだけで、それゆえ下級学部の理性使用もひとつの私的使用にすぎない、ということがありうるからだ。しかし少なくともカント自身は、哲学部が「学的関心、すなわち真理への関心に関係するすべてのことを判定する自由を持つ」場合には、「理性は公的に話す権利を有していなければならない」(III, 20)と述べるのであって、つまり、哲学部の学者は公的な理性使用の担い手であると、考えられているのである。

さて、真理が「学識一般の本質的にして第一の制約」(VII, 28)である以上、上級学部は下級学部と同様に、それを「究極目的」(VII, 35)とするが、その反面、上級学部の学者は「職務に就くにあたり「交わした」政府との契約」(VII, 19)ゆえに、既述のごとくその学説の内容に関して政府からの影響を蒙る。真理を「究極目的」とするにもかかわらず、政府によって認可される事柄は、理性によって必然的であると主張される学説とはつねに一致するわけではないので、上級学部は、「学の利益という目的のために、検証し批判する」(VII, 28)下級学部の標準とならざるをえず、「上級学部と下級学部の争いは不可避的」(VII, 32)である。いままでの議論からすれば、この不可避的な争いは、私的な理性使用を公的な理性使用によって「検証し批判することによるものであると、換言できよう。上級学部の学者が理性を私的に使用するときに従う、政府の認可を受けた学説に対して、政府の関心とは関わりを持たない哲学部の学者が、普遍性を要求しうるような学の立場から、理性を公的に使用して検証と批判を加えるからである。

では、普遍性を要求しうるような学の立場から行なう検証と批判とは、いったいどのようなものだろうか。それは、上級学部はその学説に、理性に発する事柄を混入しないよう気をつけなければならないということが具体的に述べられる箇所において、読み取ることができる。すなわちここでは、「(上級学部に属する)聖書学者はその学

説を理性からではなく聖書から、法学者は自然法からではなくラント法から、医学者は公衆に入っていく治療法を人体生理学からではなく医療法から、それぞれ獲得する」(III, 23)と書かれる。ここで聖書と対比される理性が理論を指すのか自然科学を指すのかは判然としないにせよ、これらのうちのいずれかと自然法および人体生理学は、「哲学部の縄張り」(ebd.)だと言われるのである。したがって哲学部による「批判と検証」は、理論あるいは自然科学、自然法、人体生理学の立場から、それぞれ行なわれるということになるだろう。上級学部⁽¹²⁾の学者の理性使用が私的であったのは、それがすでに成立している真理／規範体系に基づいたものであったからだが、しかしそれとは異なるはずの哲学部の学者による公的な理性使用も、内容に関して言えば、何らかの真理／規範体系(自然法の体系や人体生理学の体系)を前提していることになる。すると、世界市民的立場からの理性使用に関して抱かれたのと同じ疑念が、ここでも姿を見せるであろう。たしかに自然法の体系や人体生理学の体系からは、従来の真理／規範体系に対する批判が可能である。だが、それらが批判する体系にとって替わると、哲学部の学者が行なう妥当要求は、他ならぬ新たに成立した体系内でこそなされるものとなってしまふのである。

かくして、世界市民的立場に立とうと、学者ないし学の立場に立とうと、公的な理性使用は、すでに可能性として私的な理性使用である。『啓蒙の弁証法』において言われるように⁽¹³⁾、いかなる体系にも劣らず全体的である啓蒙は、その批判の対象であった神話へと、自ら転落するからだ。

5 カント的啓蒙の可能性と限界

既存の真理／規範体系に対する異議が申し立てられるとき、その異議の内容が理解され受け入れられること、す

なわち新たな体系がすでに成立しているものにとって替わることだけが目指されているのだとすれば、公的な理性の使用は私的なそれと本質的には変わるところがない。にもかかわらず、私的使用ではなく公的使用に啓蒙の可能性を見出そうとするカントの思考を生かすのであれば、どのように考えなければならぬだろうか。

注目すべきは、異議申し立てによって、読者という公衆がまさしく問われているということ、そのことである。

理性が私的に使用される場合であれば、既存の真理／規範についての知識を伝達することが旨とされているのであって、かりに問いが発せられるにしても、答える方はいわば既存のマニユアルを参照すればいいわけである。しかし、公的使用による異議申し立てでは、従来頼りとしてきた他ならぬそのマニユアル自身の妥当性が問われる。つまりこの場合、問われた者は、頼りとすべきマニユアルを持たずにみずからものを考えなければならないことになる。「自然はとづくに外的な導きから解放した」という言葉どおり、カントによれば、われわれにはすでに「自分で考える」能力が備わっているものであり、ただそれが発揮されていないという点にこそ問題が存する。ところが異議申し立ては、マニユアルの妥当性を問うことを通じて、問われた者たちが潜在的には持っているこのような能力の告知と喚起とを、行なっていることになるのである。理性の公的使用は、「自分で考える」能力の告知と喚起というカント的啓蒙を果たしているのであり、こうして「汝自身の悟性を使用する勇氣を持つて」が、カント的啓蒙のスローガンとなることにも納得いくのである。マニユアルを教えられたり、マニユアルどおりに問答したりする場合、潜在的な「自分で考える」能力が、発揮されるようになるかどうかはきわめて疑わしい。そもそも『啓蒙とは何か』では、後見人たちが「わたしの代わりに」悟性を持ってくれたり良心を持ってくれたりして、「わたしみずから骨を折る必要がなかったり」、「考える必要がなかったり」(III, 33)する状況について描かれたのである。また『学部

の争い』において、私的な理性使用の担い手である實際家所望の、「国民に対して影響を及ぼしうることを当て込んだ理論」が、「国民自身骨を折ったり、自己の理性を用いたりする必要のことも少ない」(III, 33)ものとして論じられていることから、こうした疑いはますます濃厚なものとなる。したがって、理性が私的に使用される場面と公的に使用される場面とにおいて決定的に異なる点は、既存の真理／規範体系を肯定するか否かということとそれに見られるべきではなく、それに対する批判を通じて、「自分で考える」能力に対する働きかけがあるか否かということにこそ見られるべきであり、この働きかけこそが、カント的啓蒙の成立する可能性であり、カント的啓蒙の持つ可能性なのである。

だがここで、カント的啓蒙といえども、各人が「自分で考える」能力を潜在的には持っているというひとつの思想内容を前提し、これを伝達していることになるのではないか、したがって先に問題視したはずのひとつの私的な理性使用による啓蒙に他ならないのではないか、という反論に答える必要があるであろう。ところでいったいだれが、自己矛盾することなく、「自分で考える」能力を持つことに異議を唱えることができるのだろうか。そういう主張は明らかに、主張することそれ自身がその主張の命題内容と矛盾するという、「遂行論的矛盾」⁽¹⁴⁾を犯していることになる。つまり、各人が「自分で考える」能力を潜在的には持っているということそのことは、ひとつの私的な理性使用の基づく立場とみなしうる自然法や人体生理学とは異なり、有意味的に批判することが不可能なのである。メンドルスゾーンの立場を取らない理由を論じた箇所⁽¹⁵⁾で、それは、既存の体系を絶対的なものではなく、可能な限り批判できるものとして捉えようとするためだと、回りくどい言い方をしたのは、このような批判不可能な次元を見通してのことだったのである。

それでは、カント的啓蒙によって、「自分で考える」能力を告知し喚起すれば、それでもはやいかなる問題も生じないのであろうか。カント的啓蒙の対象となった者が、潜在的な「自分で考える」能力を実際に用いるようになれば、それがどのように用いられようとも、何らの問題も孕まないものであろうか。みずから考えた結果、後見人を頼りにして「あんよ車」を離れないことにするという選択をあえて行なう可能性も、もちろん否定できない。「国民は指導されたい、すなわち（デマゴグたちの言葉を使えば）欺かれたい」(edict)のだとすれば、なおさらである。しかしこうした状況を克服すべく、後見人の教える知識とは異なる別の知識をもって国民を導こうとする啓蒙家がいたとしても、各人の「自分で考える」能力を尊重しないかぎり、それは後見人のなしていることと本質的には何ら変わるところがない。新たな真理／規範体系が教えこまれるだけであって、「自分で考える」能力がそうした教導を正当化する口実にのみ利用されることは、同じだからである。後見人、啓蒙家のいずれを選ぼうとも、それは個人みずからの選択によるとみなされてしまうのである。

すると、「汝自身の悟性を使用する勇氣を持て」というかのスローガンは、「自分で考える」能力の告知と喚起に加えて、こうした正当化の口実に関して、個人に対し警告を発していることにもなる。そして前二者とともにかかる警告が、どのように能力を働かせれば、自分で考えたことになるのかを伝達するわけではない、⁽¹⁶⁾カント的啓蒙の持ちうる、ぎりぎりの可能性であると同時に限界なのでもある。

注

(1) カントからの引用は、アカデミー版に依り、括弧内に巻数、頁数の順に記す。なお『純粹理性批判』のみは、慣例に従う。また引用文中の「」内は筆者による。

- (2) vgl. Habermas, J., *Nachmetaphysisches Denken*, Suhrkamp, 1988, S. 63-135. ハーバーマスの「メタメタフィジック」論は「目下のところ」この著作においてもっともわかりやすく整理されていると思われる。
- (3) 『啓蒙とは何か』には「世界市民社会の成員として、すなわち……学者の資格において……」(Ⅲ, 37)というフレーズが見出される。
- (4) Mendelssohn, M., *Gesammelte Schriften*, Jubiläumsausgabe, Friedrich Frommann, 1929, Bd. 6-1, S. 115-119.
- (5) つまり、使命は人間の本質的／本質外的(偶然的)使命と市民の本質的／本質外的(偶然的)使命の四つに分類されることになる。人間の本質的使命が欠けると、人間は家畜に成り下がり、人間の本質外的使命が欠けると、人間はそれほど善く卓越した被造物ではなくなってしまう。また市民の本質的使命が欠けると、国家体制は崩壊し、市民の本質外的使命が欠けるといくつかの副次的な諸関係が同一のものではとどまらなう。vgl. Mendelssohn, a. a. O., S. 117.
- (6) Bahr, E., (Hg.), *Was ist Aufklärung?*, Reclam, 1974, S. 75.
- (7) これをもつてバールは「メンデルスゾーンは『アドルフ・ホルクハイマーの遙か以前に〈啓蒙の弁証法〉を認識していた』と主張する」(Bahr. Ebd.).
- (8) Habermas, J., „Publizität als Prinzip der Vermittlung von Politik und Moral (Kant)“ in: Batscha, Z., (Hg.), *Materialien zu Kants Rechtsphilosophie*, Suhrkamp, 1976, S. 182. なおこの論文の初出は次の著作に収録されている。Habermas, J., *Strukturwandel der Öffentlichkeit. Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Hermann Luchterhand, 1962.
- (9) 『人倫の形而上学』法論§46では「受動的な国家公民 (passiver Staatsbürger) として論じられる」。vgl. VI, S. 313-315.
- (10) Habermas, a. a. O., S. 181f.
- (11) 「ヘーゲルの公論 (öffentliche Meinung) 概念においては、市民的公共性の理念がすでにイデオロギーとして弾劾される」(ibid.). Habermas, a. a. O., S. 189.
- (12) 哲学部と法学部との争いを論じる章において「国民の啓蒙は自然権に関する事柄を内容とし、それを取り扱うのは官職の法学者ではなく哲学者であると、カントは述べている」。vgl. VII, S. 89.

- (13) Horheimer, M., Adorno, T. W., *Dialektik der Aufklärung*, Fischer, 1969, S. 30f.
- (14) 既存の真理／規範体系とは異なる別の体系の思想を伝達する先述の「ひとつの私的使用」と、批判を通じて、「各人が自分で考える」能力を潜在的には持っている」という思想を伝達することになるカント的啓蒙とは、明らかに相違しているが、ここでの反論は、その相違を認めた上でなお持たれうるものと考ええる。
- (15) おそらくかかる主張は、論点先取の虚偽 (*petitio principii*) を犯すことなく演繹的に根拠づけることも不可能であろうから、アーベル的に言えば、「議論の超越論的遂行論的前提」であるだろう。そして相互に異なる真理／規範体系の諸主張が「神々の争い」を演じるとき、少なくともこの前提を満たしていることが争いを制するための制約となるに違いない。vgl. Apel, K. O., „Das Problem der philosophischen Letztbegründung im Lichte einer transzendentalen Sprachpragmatik“ in: Kantzscheider, B., (Hg.), *Sprach und Erkenntnis*, Innsbruck, 1976, S. 72f.
- (16) 「人は哲学を学ぶことはできず……ただ哲学することだけを学ぶことができる」(A838=B866) という有名な文言は、「自分で考える」能力が備わっているということは学ぶことができるが、しかし何を考えれば自分で考えたことになるのかは学ぶことができないという意味として、解釈しなければなるまい。

付記 本稿は、日本カント協会第十六回学会(一九九一年一月三〇日、法政大学)において口頭発表したものに大幅に加筆したものである。

(関西学院大学非常勤講師)